

質 疑 応 答 書

件名 仙台市交通局本局庁舎電力需給

※回答は、入札説明書本編の7(2)により行います。

質 問 事 項	回 答
<p>入札額を算定する際、力率は100%として算定することによろしいでしょうか。 100%で算定する場合、「入札金額積算内訳書」の力率割引係数を0.85に修正してもよろしいでしょうか。</p>	<p>力率は100%で算定することとし、力率割引係数を修正することは可とする。</p>
<p>入札額を算定する際に、基本料金単価・電力量料金単価の他に、各種割引単価を設けることは可能でしょうか。 可能な場合、「入札金額積算内訳書」の様式内容を変更して使用することによろしいでしょうか。</p>	<p>原則として、当局指定の「入札金額積算内訳書」に各種割引後の単価を記入し、入札すること。 なお、必要に応じて貴社独自の様式も添付可とする。 下記に補足説明を追記します。</p>
<p>電力需給契約書(案)第5条について、弊社は需要場所のエリアによって検針日を設定しているため、必ずしも月末日24時での計量ができない場合がありますが、計量日について別途協議していただくことは可能でしょうか。</p>	<p>別途協議とする。</p>
<p> </p>	<p> </p>
<p> </p>	<p>【補足説明】 「入札金額積算内訳書」の様式内容の変更も可とします。 様式の内容を変更して各種割引単価等を設けて使用する場合は、割引後の基本料金・電力量料金等がわかるように記載し、入札参加者の責任で積算・確認を行ったうえで提出してください。金額や計算に誤りがあった場合は、無効とします。 なお、割引料金等の契約書への反映については、落札候補者からの申し出により協議に応じることとします。</p>
<p> </p>	<p> </p>

注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。

注2 受付期間を過ぎた場合は、受理しません。

注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに仙台市交通局ホームページに掲載します。